

SAA 日本システム監査人協会報

第5回総会開催さる



平成4年2月21日東京虎ノ門琴平会館2階、監査法人トーマツA会議室において、日本システム監査人協会の第5回総会が開催された。

今回は平日（金曜日）の午後1時半開会と、例年とは異なる形態となったが多数の会員が出席、鈴木事務局長を議長に選出し、第4期事業報告、法人会員の 신설に伴う規約改正、第5期事業計画及び第5期役員選出を満場一致で承認した。（総会資料は3頁に掲載）引き続き分科会活動報告が行なわれ、監査事例分科会とセキュリティー分科会から報告があった。（8頁に掲載）

今総会では、「システム監査企業登録制度を実施して」と題して、通商産業省機械情報産業局情報処理振興課の佐藤係長に特別講演を頂いた。

午後5時からは会場を第17森ビルのNTTデータ通信(株)の食堂に移して、懇親パーティーが開かれた。近況報告、新入会員の自己紹介など和やかな談笑が夜更けまで続いた。

システム監査企業登録制度 を実施して

通商産業省機械情報産業局情報処理振興課

佐藤 直一氏

〔講演内容〕

【システム監査企業登録制度の経緯】

システム監査基準の策定やシステム監査技術者試験の開始以来、システム監査を普及させようと努力してきたが、近年だいたい様相が変わってきている。システム監査試験合格者のほとんどが企業の利益と結びつく部署にあり、SI登録する企業の線引きに使われるなど、合格者の使い方がどうも良くない。また、ウイルス等の問題への対応を進める必要もあり、90年11月に機械情報産業局長の私的諮問機関として情報化対策委員会システム監査部会を設けた。この部会で、以下のような点から、システム監査企業の



登録制度を設けることを検討した。

- ・ 大きい組織はそれなりにやっている。小さい所から、ネットワーク経由で問題が広がりそうである。日本情報処理開発協会のアンケートでは監査実施率は20%であり、普及していない
- ・ 内部だと言うべきことが言えない、技術力の伴う人がやらないといけない、ということから外部の監査人、システム監査技術者試験合格者への期待がある
- ・ システム監査学会から、通産省にコンサルティング制度を確立して欲しい旨の要請があった

情報処理振興課から監査部会に審議事項として

- ・ 個人と法人を登録対象とし、システム監査技術者試験合格を条件とする
- ・ 3年の経験、3回以上の監査経験を有すること
- ・ 書類審査する

等を出したが、これに対して委員から以下のような意見があった。

- ・ 3年の実績というが、実際に監査をやっている人がいない
- ・ 試験合格者で実際に監査している人は少ない。合格者以外も入れた方がよい
- ・ システム監査技術者試験が資格試験という位置付けになる
- ・ 監査実績を監査報告の提出でチェックするのは困難
- ・ 米国の(CISA)合格者ではダメとなると、参入規制となる
- ・ 監査機関を入札で選択するだろうから、名簿から選べれば良いのではないか
- ・ 企業内の個人を登録して監査を実施しても、トラブル対応等において(個人としてではなく所属する企業がからんでしまう等

の)問題が起こる可能性が大きい

結局、監査普及のための情報提供はしたい、監査出来る人を紹介して欲しいという要求もあることから台帳を作成することになった。台帳は91年9月にでき、通産省、通産局、県庁、県庁所在地の商工会議所で閲覧可能である。日本情報処理開発協会からも出版されている。

(続いて、システム監査企業台帳に関する規則についての説明があったが省略する)

【登録制度の今後について】

台帳利用を広めていきたい(現在の台帳利用状況は不明である)来年になって評価が出てこよう。一番普及させたい所は市町村等の公的機関である。個人情報(プライバシー)問題、ウイルス問題等について第三者の監査を受けていることで(住民から)納得の得られるものとなる。

【監査人協会へのお願い】

- ・ 監査は普及していないし、知られていない。先ず、底辺を広げたい。必要性を分からせることを進めて欲しい
- ・ システム監査人たち自身だけで頭の体操をしないで欲しい。システム監査を浸透させていってこそ監査人の立場が高まる。自己中心的になっていては困る
- ・ 論文や勉強の成果を分厚い本で出すだけではなく、企業内での啓蒙も必要

【監査の今後について】

- ・ 監査が良いものだとなると普及、活用にはずみがついてくる。監査済でないと、ネットワークも接続できなくなる状況になってくるだろう
- ・ ウィルスが話題になる時、監査が一言も出てこない。大学で20~30台がウィルス感染した時など、表に監査が出てきてしかるべきではないか

【Q & A】

Q：金融業などでは、システム監査基準ではなく別の監査基準を見ている

A：(台帳登録にあたっては)規則通りシステム監査基準が基準である。基本的な部分は別の基準類も似ているし、全部基準通り実施するのではなく必要などところを行うので、準じて実施すれば良い。ただ、(システム監査基準を気にしなくてよいのではなく)気にして欲しい

〔感想〕

情報社会の安全性に係わる第一人者として強い責任感にあふれた講演であった。本講演により、登録制度が現在の形になった経緯を知ることができた。

一方、こうした監査の実施を支える制度の充実と、監査そのものの充実との関係について大いに考えさせられた。現時点では、監査の認知度も低く、必要性も充分認識されていない。本来、制度面の充実より監査の実施と充実が先行すべきと思うので、協会へのお願いとして述べられた点も含め、反省させられた。今後の活動の一指針としたい。(No.161 徳武)

平成4年度(第5回)総会 議事録

・ 司会 梅津 副会長

・ 総会成立宣言

出席55名、委任状164名(計219名)

・ 議長選出 鈴木事務局長を選出

(議案審議)

1. 第4期事業報告

1.1 事業概要 川野会長

1.2 会計報告 小宮山理事

1.3 会計監査報告 武田監事

⇒ 一括承認された。

2. 規約改正

・ 趣旨説明 鈴木事務局長

・ 改訂規約案の訂正箇所説明 鈴木事務局長、川野会長

質問事項 1. 規約の変更により他の関連団体との明確な違いをどのように説明すればよいか?

(回答) 1. 今までの個人会員の活動に、業界団体としての活動を加えることになるが、基本的には、通産省の認定した「個人」及び「企業」の集まりである。

質問事項 2. 会員・入会金の規定(細則)は何時から有効になるのか?

(回答) 2. まだ決定していないが、理事会の審議を経て、実施時期を決定通知する予定である。

⇒ 承認された。

3. 第5期事業計画

3.1 事業計画概要 川野会長

3.2 予算案 川野会長

⇒ 承認された。

4. 第5期役員選出

・ 新役員候補紹介

⇒ 候補者全員が選出承認された。

5. その他

・ 退任理事挨拶、他

1 第4期事業報告

1.1 事業概況

日本システム監査人協会は、お陰様で第5期事業年度を迎えることとなりました。会員数も約420名となり、また研究会をはじめとする協会活動も活発化しており会務は順調に推移しているものと確信しております。これもひとえに会員皆様のご協力の賜と感謝しております。

第4期は、東京におきましては昨年に引き続き

き、事例研究会およびセキュリティ分科会がことさら活発に活動し、その結果、本日発表する通りであります。また定例の研究会を6回開催し、延べ216人の参加を得ました(資料1参照)。

近畿会におきましても、前年同様、2か月に1回の研究会が確実に開催され、熱意あふれる活動が展開されております(資料2参照)。また福井地区においても会員が少ないにもかかわらず3回研究会を開催しております。

名古屋支部は、昨年4回の研究会を開催し(資料3参照)、会務も軌道に乗りつつあります。

九州支部は、一昨年「システム監査のススメー情報システムの健康診断ー」をとりまとめ、広くシステム監査の必要性を訴えるとともに好評を博しました。昨年は引き続きまして、「システム監査ハンドブック」を取りまとめて今日に至っております。

資料1

〈東京〉

① 定例研究会

- | | | | |
|-----|-----------------|----------------------|------|
| 3月 | 経営戦略と情報システム | 日本ユニシス(株) | ト部正夫 |
| 5月 | SIS成功の急所 | 英和監査法人(アサー・アソシエーツ) | 勝本宗男 |
| 8月 | SIS成功の急所 | 英和監査法人(アサー・アソシエーツ) | 勝本宗男 |
| 9月 | SISの考え方と実例 | NTTデータ通信(株) | 斉藤正弘 |
| 11月 | 最新コンピュータ・ウイルス事情 | ロロ・インターナショナル・ネットワークス | 渡部章 |
| 12月 | 最近の中国のソフトウェア事情 | 王勇領 通訳 | 成田伊里 |

資料2

〈近畿会〉

- | | |
|----|---------------|
| 1月 | 銀行業におけるシステム監査 |
|----|---------------|

	住友銀行	諸岡 節生
--	------	-------

- | | |
|----|----------------------|
| 3月 | アメリカ大手企業のシステム監査の最新状況 |
|----|----------------------|

	日本生命相互会社	信清 志朗
--	----------	-------

- | | |
|----|---------------------|
| 5月 | システム開発・保守における効率性の意識 |
|----|---------------------|

	福德銀行	福德 泰司
--	------	-------

- | | |
|----|---------------|
| 7月 | 経営者のためのシステム監査 |
|----|---------------|

	中央新光監査法人	深井 和己
--	----------	-------

- | | |
|----|-----------------------|
| 9月 | KPMGのEDPコントロールに関する考え方 |
|----|-----------------------|

	センチュリー監査法人	石島 隆
--	------------	------

- | | |
|-----|-----------|
| 12月 | 九州支部の活動状況 |
|-----|-----------|

	監査法人 三優会計社	伊東 茂文
--	------------	-------

資料3

〈名古屋〉

- | | |
|----|---------------------|
| 3月 | システム監査の視点からの実務上の問題点 |
|----|---------------------|

	中部ソフト・エンジニアリング	市島 哲也
--	----------------	-------

- | | |
|----|-------------|
| 6月 | 某官庁システム監査事例 |
|----|-------------|

	富士通東海システムエンジニアリング	坂口 滋
--	-------------------	------

- | | |
|----|---------------------|
| 9月 | セントラルシステムズ(株)の監査の現状 |
|----|---------------------|

	セントラルシステムズ(株)	西脇 滋
--	---------------	------

- | | |
|-----|---------------|
| 11月 | システム監査・・・東京実情 |
|-----|---------------|

	日本ユニシス(株)	荒川 幸式
--	-----------	-------

〈九州〉

- | | |
|----|-------------------|
| 毎月 | 「システム監査ハンドブック」の作成 |
|----|-------------------|

1.2 会計報告

収 支 計 算 書

第4期 自 平成3年 1月 1日
至 平成3年12月31日

支 出			収 入		
総 会 費	324,180	会 費	4,180,000		
会 報 費	601,573	研 究 費	530,000		
事 業 費	271,282	受 取 会 利	23,155		
旅 費	438,858	雑 収	141,349		
通 信 費	298,836				
広 告 宣 伝 費	317,682	小 前 期 繰 計 越	(4,874,504)		
会 議 費	130,663		2,932,604		
事 務 用 品 費	60,779				
広 報 費	996,707				
雑 費	69,625				
運 営 研 究 会 費	761,193				
未 収 債 却	118,000				
小 次 期 繰 計 越	(4,389,378)				
合 計	7,807,108	合 計	7,807,108		

貸 借 対 照 表

第4期 平成3年12月31日現在

(単位：円)

借 方		貸 方	
現 金 ・ 預 金	3,161,730	未 払 金	12,000
未 収 金	446,000	前 次 期 繰 越	178,000
合 計	3,607,730	合 計	3,607,730

1.3 会計監査報告

日本システム監査人協会

会長 川野佳範 殿

平成4年2月3日

日本システム監査人協会

監事 藤田 哲郎

監事 武田 勇蔵

平成3年度 監査報告書

私たちは、日本システム監査人協会の平成3年1月1日から平成3年12月31日までの第4期会計年度の計算書類、すなわち収支計算書および貸借対象表について監査を行った。

監査の結果、上記計算書類は日本システム監査人協会の平成3年12月31日現在の財政状態および同日を以て終了する会計年度の収支状況を適正に表示しているものと認める。

以 上

2. 第5期事業計画

2.1 事業計画概要

(1) システム監査の普及および実践

- ① 出版活動
- ② 研究会、セミナー等の充実
- ③ システム監査企業の参入

(2) 組織等

- ① 会員数の拡大
広報および研究会の充実を計り、500名をめざす。
- ② 法人会員の参加
法人会員の積極的な加入促進

(3) 研究会

前期同様、定例の研究会および分科会を更に発展・充実させる。

(4) その他

- ① システム監査ハンドブックの完成
- ② 出版活動
- ③ 大学や外部組織との提携
- ④ 会員相互間の情報交換の促進

2.2 予算案

平成4年度 日本システム監査人協会予算案

I 収入の部

① 会費収入	5,000,000
② 研究会費収入	500,000
③ その他収入	150,000
④ 前期繰り越し	3,417,730

収入の部合計

9,067,730円

II 支出の部

① 運営研究会費	1,500,000
② 会報費	700,000
③ 総会費	500,000
④ 会議費	150,000
⑤ 広告宣伝費	350,000
⑥ 旅費交通費	600,000
⑦ 通信費	350,000
⑧ 諸会費	100,000
⑨ 事務用品費	70,000
⑩ 事業費	300,000
⑪ 広報費	800,000
⑫ 雑費	200,000

支出の部合計

5,620,000円

III 次期繰り越し

3,447,730円

3. 第5期役員選出

第5期（平成4年）役員候補者名簿

役職	氏名	会員No.	勤務先等	備考
会長	川野 佳範	39	(監)トーマツ代表社員	再
副会長	梅津 尚夫	74	(有)アサップ経営コンサルティング代表	〃
事務局長	鈴木 信夫	8	(財)NHK放送研修センター	〃
理事	荒川 幸式	293	日本ユニシス(株)システム監査室	〃
〃	今井 純子	41	公認会計士今井純子事務所	〃
〃	橋和 尚道	461	日本火災海上保険(株)顧問	新
〃	木村 裕一	148	(株)日立情報システムズシステム監査室	〃
〃	黒熊 雄治	67	黒熊会計事務所	再
〃	高坂 功	472	ピジョン(株)情報システムグループ	新
〃	斉藤 隆	332	アーサーアンダーセン会計事務所	〃
〃	徳武 康雄	161	富士通(株)第6システム統括部第4システム部	〃
〃	波田 直登	249	NTTデータ通信(株)第四公共システム事業部	再
〃	吉川 正	183	(株)富士銀行検査部	〃
〃	中谷 正明	231	(株)シーイーシー常務理事	新近畿
〃	石島 隆	47	センチュリー(監)大阪事務所	再〃
〃	福德 泰司	358	福德銀行システム開発部	新〃
〃	西脇 滋	174	セントラルシステムズ(株)SI部長	再中部
〃	守田 昭彦	170	九州帝京短期大学経営情報科教授	新九州
監事	武田 勇蔵	14	(監)八重洲事務所	再
〃	藤田 哲郎	135	中小企業診断士	〃

〈ただし、規約改正後、平成4年度内に、さらに追加するものとする〉



システム監査 事例分科会 活動報告

1. 報告内容

- (1) N 研修機関の監査事例報告
- (2) U 電気部品メーカーの監査事例報告
- (3) T 化学品メーカーの監査事例報告

2. 活動概況

(1) 経過：

- ・ '89年6月に発足
- ・ 以降1回/月の定例会議及びテーマに応じグループ別の監査活動を実施。
- ・ '89年7月～'91年1月は勉強会及びM商社の監査を実施。
'91年1月19日分科会発表会でM商社の事例を報告。
- ・ 昨年度 N社、U社、T社の監査を実施。S社の監査に取りかかる。

(2) 今年度の目標

- 1) S社を含め、3社の監査を実施（監査希望企業2社公募中）
- 2) 監査事例集の出版

(3) 人員：現在登録人数は29人 定例会出席人数は8～15人

(4) 事例研究会への参加要領

定例開催日時：

毎月第2火曜日 18：30～20：30

定例開催場所：

千代田区麴町3-7-4

三井情報開発(株)1F5号会議室

幹事（連絡先）：

野村 章

Tel：03-3280-7010

Fax：03-3280-7099

昭和コンピュータシステム(株)

打矢隆司

Tel：03-3222-3307



Fax: 03 - 3222 - 0261

三井物産(株)情報通信システム部新
プロジェクト部気付
三井情報開発(株)

N社の事例

1. 会社概要

- ・ 財団法人
- ・ 売上20億円、従業員100名
- ・ システム要員1名（兼任）
- ・ 通信教育、各種シンポジウムの開催

2. 依頼内容

- ・ 現在稼働中のシステムは既に4年経過しており、種々の問題が発生している。システム運用上の問題点および今後の新システム開発への対応のため、現在の問題点をチェックして欲しい。

3. 対象システム

- ・ 通信教育受講者管理システム

4. 監査テーマ

- ① 外注業者との開発・保守契約
- ② 受講料と入金処理
- ③ データのバックアップ

5. 監査手続

- 3/12 N社責任者より、会社概要、システム概要の説明
- 3/23 現地調査（7名×3時間）
- 4/9 現地調査の報告および追加調査項目の検討
- 4/10 追加調査質問書を作成し、N社へ提示
- 5/14 N社責任者より追加調査質問書の回答
- 6/11 テーマ別にチームを作り討議、報告書まとめ
- 7/3 N社責任者へ報告諸記載事項の事実確認
- 7/16 最終報告書作成、提出

6. 監査結果の概要

- ①N社で作った企画を基に開発・保守をコンピュータメカに一括委託。実際の作業はメカからソフト会社に再委託。運用はN社の業務担当者。
- ②メカとの間では、ハードを含め一般的な取決めを定めた基本契約と個別ソフト開発に関しての個別契約を締結。
- ③システムの適用範囲は社内、かつ限定された部門のみである。
- ④業務処理量が今後大幅に増大する状況ではない。
- ⑤外部の人間のコンピュータ室への出入りは少なく、外部とのネットワークもない。
- ⑥扱っているデータは、顧客名簿と受講状況、入金状況が主である。

7. 主要改善事項

- ①守秘義務条項の追加
- ②著作権に関する条項の追加（所有権とい

う用語はあまり有効ではない)

- ③振込以外の入金手続きを見直し明確に規定（入金処理の安全性、信頼性）
- ④未入金と未消し込み残高の定期的なチェック（入金消し込み担当以外の部署で）
- ⑤データバックアップ規定の明確化
- ⑥バックアップとリカバリーに関するマニュアルの整備

8. 補 足

(1) 事実確認時のN社のコメント

改善事項が大企業を想定しているように思える。当社のような中小企業ではここまでの改善は無理である。

- (2) 報告書作成にあたっての内部での意見改善事項に具体的表現があるが、その通り改善したにもかかわらず障害が発生した場合、監査責任を問われる可能性がある。表現を変えた方が良い。

「2世代管理を行なう」⇒

「最低でも2世代管理は必要」

「1か月に1回実施する」⇒

「例えば1か月に1回実施する等」

U社の事例



1. 監査テーマ

システムの安全性と効率性の面から、下記の3テーマを中心に監査を行いました。

テーマ1. 入金処理と売掛残の照合に関する事項

テーマ2. 入力作業の省力化、出力の活用促進に関する事項

テーマ3. 給与計算に関する部分

2. システム監査の目的

U社は最近系列3社を吸収合併し、業務処理上種々の問題が発生していますので、現状の問題点を調査し、システム運用改善と今後の新システム開発に資することを目的として監査を実施しました。

3. 監査手続の概要

手続きの内容は次の通りです。

- 1) 企業概要、システム概要、監査への要望事項をヒアリング。
- 2) システム概要、機器構成概念図、等の関連資料の入手。
- 3) 会社訪問ー担当者からのヒアリング、オペレーションの視察、責任者へのインタビュー。
- 4) 事例研究会全体会議における検討。
- 5) U社担当者に対する報告書記載事項の事実確認。
- 6) 社長への監査報告書提出と口頭説明。

4. 監査結果

上記3テーマに関してそれぞれ次の事項について指摘を行いました。

システムの得失、監査結果の概要、指摘事項、改善事項。

5. 今回のシステム監査全般を通じての提言

トップマネージメントに対して次のような提言を行いました。

- 1) コンピュータ利用について全社的観点から検討を行う組織を持つのが望ましい。(例、OA委員会)
- 2) 職務規程や業務分掌などを含めた業務全体の見直しを合わせて行うのが望ましい。
- 3) 生産管理、工程管理、原価管理システムを含めた総合的なシステムを構築する必要がある。
- 4) 経営管理レベルで経営改善の為に使用する管理資料作りを行っていく必要がある。
(例、顧客別利益表、商品別利益表等)

6. 監査人の所感

当該監査を通じて、監査人が抱いた所感は次の通りです。

- 1) 経営者の意識がシステムの方向づけを左右する。
- 2) 経営コンサルティング的要請が強い。
- 3) 監査人側に生産管理に関するノウハウが乏しい面があった。
- 4) フォローアップが大切である。

(註) 監査担当者(野村章、打矢隆司、大島博行、渡辺光雄、梅津古舟)

T社の事例

1. T社の概要

- ・ 地方都市に本社をおく化学薬品メーカー
- ・ 直近売上…約70億円(年)
- ・ 工場及び営業所…全国7カ所
- ・ 従業員…約150名

- ・ EDP 担当 (専任) …3名
2. T社システムの特色
- ・ 中型オフコンを使用、プログラムボリュームは約500Kステップ。
企業規模及びコンピュータ規模からみてプログラムボリュームはかなり大きい。
 - ・ リアルタイム処理を中心としており、業務処理系の機械化はほとんど終了している。
 - ・ プログラムの開発はメンテナンスも含めすべて内作。またパッケージは使用していない。

3. 監査の概要

(1) 監査人等

- ・ 監査人…5名
- ・ 監査期間…91・8～91・11
- ・ T社訪問回数…5回(延14人)
- ・ 監査人打合せ…4回(延16人)
- ・ 事例研例会討議…4回

(2) 監査対象

T社の要望を基に、次の4点を重点監査項目とした。

- ①会社規模と比べた電算処理コストの適正度
- ②部門別機械化度の適正化
- ③オンラインネットワークの妥当性
- ④システムの管理と運用

(3) 監査手順

- ①現状把握と分析
- ・ 質問書などによる資料収集
 - ・ 本社訪問…情報システム部門及びユーザー(営業部門)にインタビュー
 - ・ 営業所訪問…管理者及びオペレータにインタビュー、システムの使用状況を調査

- ・ 工場訪問…工場システム担当及びシステムの利用者にインタビュー

②問題点の洗い出しとメンバーの意識統一

- ③社長インタビュー
- ④改善案の作成…裏付け資料収集
- ⑤報告書案作成…メンバーで分担
- ⑥T社との事前調整

(4) 改善勧告

- ①拡張すべきシステム機能
- ②電算化推進組織の整備
- ③レスポンスタイムの改善
- ④ユーザーマニュアルの改善他

4. その他

T社の機械化レベル及び機械化意欲共にかなり高い水準にあり、監査上特に大きな問題はなかった。監査はコンサルティング色の強いものであったがスムーズに運び、監査報告会も好評であった。

システム監査事例研究会報告

を聴いて

No.267 榎本百合子

第5回総会に引き続き、各分科会報告が午後3時より行われました。システム監査事例研究会からは、三井情報開発(株)の打矢隆司より、昨年度の活動状況、および今年度の目標等の説明があり、その後に昨年度の監査事例が報告されました。

昨年度は、'91年1月19日の分科会発表会で、M商社の監査事例を報告したのち、N社、U社、T商社の監査を実施し、現在はS社の監査実施中ということでした。今年度は、S者を含め、合計3社(監査希望企業2社公募中とのこと)の監査を実施することになっているそうです。また、

監査事例集の出版も予定しているので、出版経験者が居られたら、ぜひ協力してほしいとの要望もありました。

監査事例報告は、以下の順に行われました。

(1) N 研修機関の監査事例報告

発表：前出の打矢隆司氏

(2) U 電気部品メーカーの監査事例報告

発表：昭和コンピュータシステム(株)
野村章氏

(3) T 化学品メーカーの監査事例報告

発表：黒熊会計事務所
黒熊雄治氏

いずれも約20分ずつの報告でしたので、細かい部分は聞けず残念でしたが、各会社の概要、監査対象（テーマ）、監査手順、監査結果について報告され、監査の流れやご苦労された点などが良く分かるものでした。

監査人の所感の中で、「コンサルティング要請の強いものであった。」という点と、N社側のコメントで、「改善事項が大企業を想定していることのように思える。当社のような中小企業では、ここまでの改善は無理である。」という点が、特に印象に残りました。システム監査では、指摘事項や改善事項を報告するだけでなく、できるだけ実行可能な改善方法もいくつか示し、フォローアップしていく必要があるのではないかと感じました。

今回の報告は、運用段階の監査事例のみでしたが、できるならば企画・開発段階の監査事例についても、報告していただけたらと思いました。

システム監査試験には合格したものの、時々、定例研究会に出席しているだけの私にとって、皆さんの精力的な研究活動ぶりは、大いに感心させられるものでした。

セキュリティ分科会活動報告

本年度は通産省の情報処理サービス業を対象とした安全対策認定制度における運用基準を主要テーマに研究を行った。認定企業の運用基準書を題材にして、実際の運用例や苦労点および抱えている問題点など活発な意見交換を行った。

また、定例研究会と共催でコンピュータウィルスの講演会を行い、ウイルスに汚染したパソコンの稼動状況に触れ、ウイルスによる被害の重大さを肌で感じる事が出来たことは貴重な経験であった。

《本年の主要研究テーマ》

- ①情報処理サービス業電子計算機システム安全対策実施事業所認定制度
解説書詳細・設備編（黄本）の研究
- ②同運用実施例（A社の規程研究）
 - ・入退管理のについて
 - ・電算機室の管理について
 - ・アクセス資格・権限について
 - ・磁気テープの入出庫管理について
 - ・巡回監視について
 - ・教育・訓練について
 - ・内部監査について
- ③オレンジブックの紹介と意見交換
- ④コンピュータウイルス講演会の実施と意見交換



⑤その他

- ・ 高度情報化社会の落とし穴 (ビデオ)
- ・ 検証 フィリピン地震 (ビデオ)

《各会員の感想》

セキュリティ分科会活動感想①

日本ユニシス株式会社

荒川 幸式

1. 情報処理サービス業電子計算機システム安全対策実施事業所認定制度・解説書詳細・設備編の研究

いわゆる“黄本”の内容を読み下し、それに関連する情報・意見交換を行った。黄本は、同制度の基準書である“青本”の補足文書で、青本の解説不明の箇所の詳細記述および制度運用から得られたノウハウ集となっている。

安全対策基準も設備面は、いわゆるSEには縁遠い世界であるが、システム監査人は避けて通れない世界である。その技術的な解説と、各社が実務上経験したハプニングを含めた情報交換でき、多面的な理解ができたと思う。どのような高度な情報システムも設備面の安全対策がいしっかりしていることが、前提となっている。が、現実には日経コンピュータなどでも時折伝えられるように一部の担当者任せとなっていて、担当者が一人で心配しているというケースも多い。システム監査人は、このような問題にも目を向けることが必要ではないかと思っている。

2. 同運用実施例の研究

前述の青本では運用面も規定している。黄本は設備規準の詳細編であり、運用基準の詳細編は、まだ存在しない。そこで、事例に基づいて一条ずつ吟味をした。

設備は金で解決できるが、運用の質は金では買えない。どの条文も記述することはやすいが、

長期にわたって日々遵守していくこと・させていくことは、大変なエネルギーを必要とする。

それでも「必要なものは必要だ」と自信をもって言えるためには、自分のなかでそれなりの裏付けが不可欠である。議論を通して、それなりの自信ができたように感じている。また、規定を作成するときには、いたずらに高難度の規定をとすれば作り勝ちであるが、現実との調和が取れた規定のイメージも見えるような気がする。

3. コンピュータウイルス

デモを含めた講演を聞くことが出来、印象も深いものがあった。新型のウイルスに混じって、初期のウイルスによる被害も相変わらず報告されているとかで、一度作成され世に放たれるとなかなか根絶がむずかしいことを知らされた。天然痘のように根絶宣言がされる日を期待したいが、事態はそれとは逆の方向に進んでいるようだ。

4. 番外編

参加しているメンバはその熱意を共有しているが、異なる組織で異なる仕事に従事している。セキュリティ以外にも話が弾み、教えられること極めて大であった。

5. 非活動メンバ各位

上記のように、非常に有意義な研究会でした。特に4の番外編がお勧めです。研究会に参加しないことは、“得べかりし利益”の逸失となり、そのマイナスは計りしれません。ぜひ各位もご参加されんことを!

セキュリティ分科会活動感想②

(有)アサップ経営システムコンサルティング

梅津 尚夫

世の中、ゆとりの時代である。余裕をもって生活をしなければならないような時代となった。それもプール付きの邸宅などといった経済的なゆとりではなく時間的なゆとりで我慢しなければならない。サラリーマンの世界でも時短、週休完全2日制が当たり前になりつつある。しかし、経済的ゆとりなど望むらくもないにしても時間的ゆとりの前に心的ゆとりが大事ではないか。

昨年設備面、施策面における安全対策に引き続き、今年は運用について研究した。今回、安全対策に関する運用規程を通読して、いかに安全を成功させるかは、結局いかにしてゆとりを持つかにほかならないのでは無いかと言う感じを持った。

いろいろな細部にわたって規程を作り、遵守するように訓練してきたが、その場合効率一辺倒であったいままでの生き方をあらためてもっとゆとりを持つようにしたい。

たとえ事故が起きても事故とほどほどにつき合うゆとりがあれば決して大事故にはならない。アメリカのスリーマイル島の事故やソ連のチェルノブイリ原子炉の事故の場合、ゆとりのないために無駄な動きをしてかえって大きな事故にしまったのではないかと想定される。

運用する人の心のゆとりがづくづく大事であると痛感している。ゆとりを持たせる一つとして、今後大いに考えて行きたいのが模擬体験(シュミレーション)では無いだろうか。初体験はどんな時でもどきどきするものだが、一度でも体験していれば心のゆとりがもてるものである。防災訓練のような体系をコンピュータ安全対策の中で是非組み込んで行かねばならない。

一方、コンピュータの世界は大型機離れで、ダウンサイジングとかLANとかが主流になったかのようなようである。エンドユーザが独自にシステム

開発を進める時代となり、システムの担当者は楽が出来てゆとりが出来ると期待されるが本当だろうか。ダウンサイジングとはいいながら基幹業務は依然として大型機であり、その周辺業務はますますその比重が高まっている。エンドユーザが勝手に開発したシステムをどの範囲まで統合するのか、いかにして調整するのか、いずれにしても大変な苦勞が待っている。決して楽にはなっていない。

セキュリティ分科会活動感想③

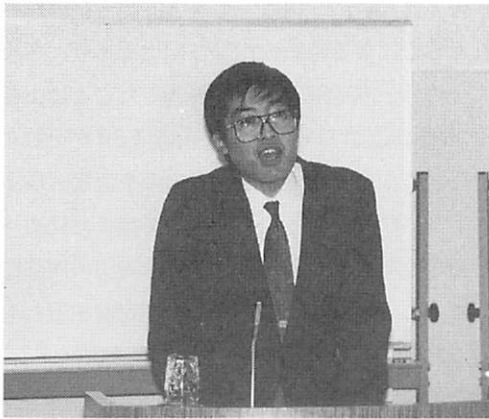
インターゲデオン

川辺 良和

黄本についてはセキュリティ監査の対象範囲の広さを具体的に認識させられ、また実施にあたっての各分野の専門家の共同作業の必要性を痛感した。その意味でシステム監査自体もシステム開発を同様にプロジェクト管理が必要であり、プロジェクト管理の経験や知識も重要な監査人の資質の1つと思う。

安全対策に関する規程(運用版)の検討も規程自体の内容の具体的な意味、現実問題としての実際の運用状態、それにまつわる各人の経験などの生の声を聞くことが出来非常に有意義であったと思う。一般論としての話だが、システムの運用についてはコンピュータが高価であった時代の機械オリエンテッドな面がまだ残っているように感じられるが、運用者のメンタルな面も無視出来ず、運用者としての人間の立場から見た運用基準、体制についての考え方がもっと必要のように思う。実際は消耗品や結果表の管理、機械自体の操作方法などの運用が中心であり、該当システム固有な面も包含した運用という視点が必要だと思っている。

先日、T銀行のキャッシュディスペンサの故障で迷惑したという話を聞いた。私自身も航空券



が端末機の故障で発券できず、後日出向くことになってしまった。多くのユーザを持つシステムもトラブルが日常茶飯事として認識され、機械が故障しているのだからどうしようもないと思われているようだ。果たしてこれでいいのだろうか？

システムのオーナー、システムの設計者、システムの開発者、システムの利用者、エンドユーザなど、また、地理的にもシステムに関連する人々は広がり急速に増やしているが、まず、実態を正しく把握し、対策を考えていく必要性を強く感じている。

セキュリティ分科会活動感想④

(株) 日立情報システムズ

木村 裕一

この1年間のセキュリティ分科会では、「A社運用規程」を中心にセキュリティに係わる運用規程や基準について勉強があった。「規程」や「基準」の文言についての机上の研究を行うにつけ、その背景にある運用実態の理解・把握が重要であることが常々感じられる。運用業務は様々な形態で行われるのでこの感が強い。

これについて分科会に出席しているメンバによる討議は、それぞれの経験や知識をもとにしたもので規程や基準の理解を深めることができ

る。その為の場として、分科会は有意義である。今年度の分科会の討議内容から次のような感想を持った。

1. 規程や基準の明確さの必要性

システム監査において、規程や基準などの文言をそのまま形通りに適用して、業務が実施されているか、規程に対応できているかどうかを判断することは、比較的容易であろう。しかし規程が明確（詳細）でないと、その対象に対する基準適用の是非の判断や、実態が基準に適合しているか不適合かを判断する際に、解釈により適合、不適合の判定は分かれることが出てくる。

2. 対策の必要性の判断

セキュリティ対策の検討時、被害額と発生頻度のリスク分析を行わないで、事象発生の可能性のみに着目して判断することは、往々にしてあり得ることである。システム監査において、このようにして対策を要望しがちであるが、効率性、採算性から大きな問題である。

3. セキュリティ対策の効果

現実に行われている対策はある程度知識と技術を持つ者、特に内部のものが悪意を持ち行おうとする事象には、無力であることが多い。しかしこれら対策は効果がないのではなく、出来心による犯行や、うっかりミスまた知らないで行うミスに対しては抑制効果がある。現実が発生する問題のほとんどはそれに該当する。ただ悪意を持つものによる行為についてどこまで対応を行うべきかが問題である。

4. 多数の者に係わるセキュリティ対策

今後、広い範囲にわたり関係者が存在する環

境でのセキュリティ対策を考える必要が増えるのでないか。たとえば、これまでの電算室を中心とした運用基準のような、ある程度関係者が限定されている範囲でのセキュリティ対策ではなく、パソコン・ネットワークの利用者、分散処理システムの利用者など、さらには不特定多数の者が利用するシステムが増えるからである。これらの利用者には多くの複雑な規則の徹底を図ることは難しい。それゆえそれらユーザが規則を意識しないで行動しても、あるセキュリティの許容範囲内に納まっているような Fail - Safe 的なシステム化を実現すると同時に、このようなシステムにおけるセキュリティ対策を考えてゆくことが必要である。

この点で通産省のコンピュータウイルス対策基準において、対策の対象を3つに分けているのは参考になる。

「セキュリティ分科会」がセキュリティに関する様々な事項に対する研鑽の場として活動できるよう、来年度も多くのメンバが参加されることを期待しています。

セキュリティ分科会活動感想⑤

(財) 公営事業電子計算センター
金子 長男

1. 安全対策実施事業所認定制度の運用に接して思うこと

認定制度実施後10年が経過し、受託計算を事業とする計算センタにおいてこの制度は完全に定着したと思われる。制度発足当時には認定を受けるため、多大な設備投資を行ったり、また、事務手続規程や電算機運用規程の大幅な見直しを行ったり、大変な苦勞をしたものである。

今日では、これらの設備や規程が企業にとっての大きな財産となっている。認定企業となったことによる大きなメリットとして私は次の二

つを上げたい。一つは、セキュリティが確保されたことによる企業の信頼性向上であり、さらには一つは、内部監査制度を導入したことによるSEの意識改革である。特に後者はSEがそれまで経験のなかった監査というものを直接経験するようになったことで、客観性を持った仕事へと意識改革されたと考える。安全対策の内部監査に止まらずシステム監査の早期定着を望むものである。

2. 運用に当たった課題

事業所の入退管理で一番多く用いられている方式はIDカードによる入室管理装置と考えられるが、その弱点は退出時ノーチェックとなることである。最近の装置ではICカードを鑿すだけでよいセンサ方式が主流と思われる。大手銀行系センタなどは、指紋識別装置が使われているが計算センタに導入するにはまだ高価である。

磁気テープは小型化が進み内ポケットに入れ簡単に持ちだし可能である。不許可持ち出し防止するために磁気感知センサの設置や電波増幅装置内蔵磁気テープの利用も考えなければならない。

また、これから新たに考えていかなければならない問題として労働衛生問題がある。マシンオペレータや後処理機械オペレータには、健康障害も発生しやすい。(例えばギックリ腰など)安全対策巡回監視だけでなく、安全衛生巡視といったものも必要であろう。他社事例で“用紙の床への直置き禁止”がありそこでは用紙の置き場所には床上げをしていると聞いた。今後はこの問題が重要な課題となるであろう。今後の参考となった。

3. コンピュータウイルスについて

貴重なデモを見せていただいたと思う。仕掛

けの用意周到さと明らかな悪意が感じられ驚きとともに脅威を感じた。まさしくハードとソフトを熟知した技術者の仕業である。汎用コンピュータはセキュリティが確保され、この種のウイルスに汚染される危険は非常に少ないと思われるが、汎用コンピュータ技術者が悪意をもってするならば簡単に作ることが出来るであろう。機械的、ソフト的なプロテクトだけでなく、技術者のモラル向上など、育成、教育も重要であることを改めて再認識した。

4. 今後の活動について分科会幹事からのお願い

長く続けてきた安全対策実施事業所認定制度(黄本)の研究もこれでひとまず終了とし、平成4年度からはコンティンジェンシー・プランニングについて研究したいと考えております。会合は非常に明るい雰囲気活発な議論を交えており、またたく間に2時間が過ぎてしまいます。私達ももっと多くの会員の皆様と「気」を結び切磋琢磨したいと思っています。多くの皆様が参加されますことをお願い致します。

【連絡先：PUC システム運用部 金子長男 03 (3343) 4560内705】

セキュリティ分科会の報告を

拝聴して

No.217 川俣 勉

私の勤務している日本コンピュータセキュリティ(株)はシステム監査を主業務として活動している会社なので、設備面の安全対策も業務の一つとして実施しており、過去いくつかの企業の安全対策のコンサルティングを実施してきました。その経験を踏まえて、日本システム監査人協会の総会で報告されたセキュリティ分科会の活動報告を拝聴させていただいた感想を以下に述べます。

1. 設備面の安全対策

いくつかの企業の安全対策の状況を実際に調査した経験からも世の中には各省庁が推奨している「電子計算機システムの安全対策基準」にはほど遠いシステムが大半を占めていると認識しています。

実際に、基準に従ってチェックすると、対象とする部屋や設備が多い場合には、意外に手数がかかるものであり、各基準の項目が大体頭の中に入っていて、更に、安全対策に使用されている各技術についても知識が必要です。

受電設備、電源装置、空調装置、ケーブルシャフト(電源ケーブルや通信ケーブルの配線スペース)等は開発部門の人は通常はあまり関心がない部分ですが、安全対策の面では重要です。

現状が基準の各項目を満足しているかどうかの合否の判定も、世の中には各種の方式の設備、工法が使用されているので判断に迷うことがあり、経験を要します。

実際に調査では、チェックシートを用いて対象の室ごとに、チェックすべき箇所を見落としのないようにチェックして、その都度記入していくこととなります。フリーアクセスの下、天井の内部、ケーブルシャフトの内部等も忘れずにチェックします。安全対策基準は建築基準法、消防法等を満足しているだけでなく、一段上の厳しい要求をしている部分もあるので、法を満足しているのに何故だめなのかという質問に対して説明が必要です。

2. 運用面の安全対策

セキュリティのレベルは設備だけでなく、運用も組み合わせて初めて対策の効果が発揮できるので、運用面の安全対策も重要です。

運用面のチェックでは、管理規程類や管理帳票類のチェックの他、運用状況の実地調査が必

要であり、管理規程どおり運用しているかの準拠性のチェックは勿論、管理規程自身に欠陥がないかのチェックも行います。この部分はシステム監査技術を十分に発揮できる部分です。

3. 今後の活動の方向

平成4年度はコンティンジェンシープランを研究するとのこと、この分野はまだ、市販の書籍が少ないので、大変と思われませんが、成果の上がることを期待しています。

日本システム監査人協会規約

昭和62年12月制定

昭和63年12月改訂

平成 4年 2月改訂

第1章 総 則

第 1 条 (名 称)

本協会は、『日本システム監査人協会 (Systems Auditors Association of Japan)』と称する。

第 2 条 (事務所)

本協会は、主たる事務所を東京都 区に置く。

第 3 条 (支 部)

本協会は、必要に応じて、理事会の決議を経て、支部を設けることができる。

第2章 目的及び事業

第 4 条 (目的)

本協会は、システム監査を社会一般に普及せしめると共に、システム監査人の監査技能の維持・向上をはかり、よって、健全な情報化社会の発展に寄与することを目的と

する。

第 5 条 (事業)

本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) システム監査に関する啓蒙・広報活動
- (2) システム監査の事例・技法等に関する調査・研究
- (3) システム監査に関する研究会・講習会の開催と援助
- (4) システム監査人育成に関する事項の実施と援助
- (5) システム監査人行動基準・倫理規定の策定と維持
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 会 員

第 6 条 (会員の種類)

本協会の会員は、個人会員、登録企業会員、準会員及び賛助会員で構成し、正会員は、個人会員と登録企業会員とする。

- (1) 個人会員は、通商産業省情報処理システム監査技術試験の合格者で、本協会の目的に賛同して入会した個人とする。
- (2) 登録企業会員は、通商産業省のシステム監査企業台帳に登録した企業で、本協会の目的に賛同して入会したシステム監査企業とする。
- (3) 準会員は、第1項にかかげるものを除き、システム監査の実務および研究に携わる者で、本協会の目的に賛同して入会した個人とする。
- (4) 賛助会員は、第2項にかかげるものを除き、本協会の目的に協賛し、本協会の発展拡大に協力する企業及び団体とする。

第 7 条 (入会)

本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書に必要書類を添え会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第 8 条 (入会金及び会費)

会員は、総会において定める額の入会金及び会費を納入しなければならない。

第 9 条 (資格の喪失)

会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
 - (2) 禁治産もしくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき
 - (3) 個人会員又は準会員が死亡し、もしくは失跡宣言を受けたとき
 - (4) 登録企業会員がシステム監査企業台帳から登録を抹消されたとき
 - (5) 賛助会員である企業又は団体が解散したとき
 - (6) 除名されたとき
2. 会員が退会しようとするときは、書面によりその旨を会長に届け出なければならない。
3. 会員の除名は、その理由を総会にはかり、総会の決議によって行わなければならない。

第 4 章 役員等

第 10 条 (役員)

本協会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上、30名以内 (うち会長 1名、副会長 2名以内を含む)
- (2) 監事 1名又は 2名

第 11 条 (役員を選任)

理事及び監事 (以下、役員と称する) は、正会員の互選により、定時総会出席会員の過半数の承認をもって選任する。

2. 会長及び副会長は選任理事の互選で定める。
3. 理事及び監事は、これを兼ねることができない。
4. 準会員及び賛助会員は役員の本選挙権を持たない。

第 12 条 (理事の職務)

会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務を遂行できない場合には、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織して本協会の会務に関する事項を審議決定し執行する。

第 13 条 (監事の任務)

監事は、本協会の会務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 本協会の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会または総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること

第 14 条 (役員任期)

本協会の役員任期は、2年とし再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第 15 条 (役員辞任及び解任)

役員辞任は、理事会の承認を必要とする。また、役員が次の各号の一に該当するとき

は、総会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為が認められたとき

第16条（顧問・相談役）

本協会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。

第5章 会 議

第17条（会議の種類）

本協会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第18条（構成）

総会は、会員をもって、理事会は理事をもって構成する。

第19条（権能）

総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他、本協会の運営に関する重要事項

2. 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第20条（開催）

通常総会は、会計年度終了後2ヶ月以内に開くものとする。

2. 臨時総会は、次の場合に開くものとする。
 - (1) 理事会において必要と認められたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を明示して請求があったとき
 - (3) 監事から会長に対し請求があったとき

第21条（招集）

会議は、会長が招集する。

2. 会議の招集は、少なくとも5日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって構成員に通知するものとする。ただし、緊急に理事会を開催する必要があると認められたときは、この限りでない。

第22条（議長）

総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第23条（定足数）

総会は、正会員及び準会員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

2. 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

第24条（議決）

総会の議決は、この規約に別に規定するもののほか、出席正会員及び準会員の過半数をもって決する。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委託した

者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議決は、出席理事の過半数を持って決する。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
3. 可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第 25 条 (議事録)

すべての会議には、議事録を作成し議長及び出席者の代表 2 名以上が署名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

第 26 条 (資産の構成)

本協会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

第 27 条 (資産の管理)

本協会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

第 28 条 (経費の支弁)

本協会の経費は、資産をもって支弁する。

第 29 条 (予算及び決算)

本協会の収支予算は、総会の議決を経て定める。但し、総会の日までは前年度の予算を基準として執行する。

2. 収支決算は、会計年度終了後 2 ヶ月以内に、収支計算書、貸借対照表及び財産目録とともに、監事の監査を受け、総会の承認を得

なければならない。

第 30 条 (予算の更正及び補正)

緊急に予算の更正及び補正の必要が生じたときは、理事会の決議により決することができる。但し、この場合、次期総会において承認を得なければならない。

第 31 条 (特別会計)

本協会は、必要に応じ、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

第 32 条 (会計年度)

本協会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

第 33 条 (長期借入金)

本協会が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 規約の変更及び解散

第 34 条 (規約の変更)

この規約は、理事会及び総会において会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければ変更することはできない。

第 35 条 (解散及び残余財産の処分)

本協会の解散については、理事会及び総会において会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

2. 解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において会員の 4 分の 3 以上を議決を経て、本協会の目的に類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第8章 事務局

第36条 (事務局)

本協会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2. 事務局には事務局長及び職員を若干名おく。
3. 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。
4. 事務局長は、理事をもって充てることができる。
5. 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は別に定める。

第9章 補 足

第37条 (細則)

この規約の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

2. 前項の規程にかかわらず、入会金及び会費に関する細則の改廃は、総会において会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

第38条 (付則)

本規約は、平成4年2月21日から発効する。

2. 入会金に関する細則については、別途理事会において審議し、実施時期を決定する。

新任理事紹介

理事 木村裕一氏

昨年は、日本システム監査人協会のセキュリティ分科会、事例分科会に出席し勉強させていただきました。その縁で多少でも協会のお手伝いが出来るならばと今回理事を引受けることになった次第です。

私とシステム監査との関わりは、通産省のシステム監査技術者試験の実施がきっかけであり

ます。社内の者に試験への受験をすすめる立場にあった為、自分でも挑戦してみたのが最初です。私は入社後のFORTRANによるデータ処理や、COBOLによる事務計算システムの開発を経て、運用業務の管理等を約20年経験しました。

しかしその間システム監査は言葉を聞いた記憶もありません。それが偶々試験に合格し、システム監査を何も知らないでは済まない、困ったなと思っていたところ、社内で行うフィージビリティ・スタディに参加できました。

個人的には企画・開発・運用業務いづれにも興味があり、機会をとらえて勉強したいと考えています。システム監査は範囲や深さそして、監査人の責任について、まだ定まっていない点があるように思います。実学であるシステム監査について、井の中の蛙にならないように、今後会員の皆様と一緒に勉強してゆきたいと考えています。

理事 徳武康雄氏

システム監査人協会には、第2回の試験合格後すぐ新聞広告を見て入会しましたが、これまでは総会と研究会に数回出席した程度で、分科会等にも参加せずあまり熱心な会員ではありませんでした。理事としては少しは皆様のお役に立てるよう活動しようと考えています。

計算機メーカーのSEという職業柄、日頃あまりシステム監査にはなじみが無い上、監査の実務能力がありません。システム監査人協会を私にとって一つの研鑽の場としていきたいと考えています。

個人的な趣味は、ドライブ（先日10年ぶりに車を買いました）と音楽（演歌以外ほとんどなんでも）、読書（これは趣味でないという説もありますが…）、昔はカメラ…といったところ

です。最近は、仕事が忙しくてあまり趣味に時間がさけないのが残念です。

理事 橘和尚道(きつわなおみち)氏

1931年5月生まれ。第二次大戦中陸軍幼年学校に学び、最後の星の生徒としての短い生活が、人生の生き方に少なからず影響している。53年日本火災海上保険に入社し、業務部門を経て66年システム部門に移り、業務、企画、開発各課の課長を8年務め、前段で損保の事務改善を、後段はその第一次オンラインの企画・開発を担当する貴重な経験をした。

数年後部長で戻りシステム部門のマネジメントに専念したが、効率追求と効果発揮に悩んだ。その後、人事部、仙台支店、検査部を経て85年常勤監査役に就任。「監査役として如何にシステム監査にかかわるか」を、監査役協会等で勉強出来た。89年任期満了後顧問としてシステム監査人を委嘱されたが、資格の有無を度々尋ねられ、やむなく国家試験に挑戦、2度目でやっと合格証を頂き(91.1, 59才)その結果本会にも入会出来た次第。

昨年システム監査学会の近畿、札幌両地区シンポジウムでは、主としてシステム監査の実施と普及策を報告してきたが、懸案のテーマは「情報システムの有効性の監査」という難問。4月から社内のシステム監査に本格的に取り組む。皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

理事 高坂 功氏

自分でサラリーを稼ぐようになって早12年が過ぎようとしています。この4月に入社してくる新人が同じ干支だということを考えると、改めて歳月の流れの早さを感じる今日このごろです。私の学生時代は、学園紛争の波もとうに過ぎ去り『モラトリアム世代』と言われていたこ

ろで、勉強よりもクラブ活動に忙しい毎日を送っておりました。文科系の学部で私がシステムの世界に飛び込んだのは偶然だったような気がします。今考えてみると必然であったかのごとく思われてくるので不思議です。

さて、そんな私の得意な分野については、会計・販売・生産・物流等主だったシステムの構築に一通り首を突っ込んできた経験から『何でもこい!』と言ってみたくところですが、自社の中小システムの開発が主な経験では勉強不足も甚だしいところですし、やはりまだまだ毎日が新しい勉強の機会だと思っています。

理事会では総務を担当することになりました。出来るだけ皆さんのお役に立てるように思うと同時に、それ以上に多く勉強もさせていただこうと思っております。

退任理事紹介

元理事 伊東 茂文氏

システム監査の今後と展望

証券会社や金融機関の数々の不祥事に始まり、バブル経済の崩壊で日本の政治・経済の膿が一気に吹き出した感があります。新しい社会が誕生する前兆ともとれます。

このような中で、コンピュータ社会は次のように変遷するのではないのでしょうか。

◆第Ⅰ期…弱肉強食時代(～1995年)

現状の社会基盤(権威のある者、資金力のある企業)は、最後のアガキを演じ、弱者を食って生き延びるためクローズされた小規模なSISの構築に走る。

◆第Ⅱ期…混合混乱時代(1995～2000年)

現状の社会基盤が崩壊し、コンピュータのダウンサイジング、ユーザ指向は益々高まり、全面的なリプレースが進行する。

◆第Ⅲ期…共存共栄時代(2000年～)

共存共栄を基本理念とした新しい社会基盤へと変革しグローバルなコンピュータネットワークが網の目のように張りめぐらされる。

以上のように、信頼性・安全性を中心としたシステム監査の活躍の場は、21世紀からでしょう。それまでコンピュータ社会の変遷を見つめてゆきたいと思います。

なお、今回紙面の都合で紹介できなかった方については次号に掲載します。

著書紹介

－石島隆氏著：システム監査技術者受験研究－
当協会会員の石島隆氏が「システム監査技術者受験研究（上・下）を平成4年度版として改版出版されたので紹介します。

本書は、(株)オービックシステムコンサルタントが実施した「システム監査技術者試験講座」の教材を加筆修正したものであり、基礎編と応用編の上下二冊から構成されている。基礎編では全範囲について必要な知識を整理し多肢選択問題の演習を中心に、また応用編では記述式及び論述式問題に的を絞って解説している。

内容は著書名が示すとおり、受験のために必要かつ十分な知識を網羅して全体のバランスが非常に良い点、及び平成元年度から3年度の3年間にわたる出題の分析を行い、「傾向と対策」が解り易く解説されている点が単なる問題集とは一味違ったものとなっている。

平成4年度の実験者は、あと半年間の学習計画の中に本書の精読を組み込むことが合格への最短距離である。この意味において本書の出版はタイムリーであり、システム監査技術者の育成に寄与するところ大である。

評論社刊、上・下各2400円（No.249 波田）

新規入会者紹介

番号	氏名	勤務先
404	河村 元明	三谷産業(株)電計事部製工シス推
405	秀嶋 弘行	RKB 毎日放送(株)常任顧問
406	村上 治	(株)三和総合研究所 経営戦略部
407	立石 豊	安田火災システム開発(株)システ
408	米田 考	(株)コンピュータアプリケーション
409	大嶋 碩郎	第一勧銀システム開発(株)営業開
410	田中 規之	監査法人 トーマツマネ・コン
411	宮島 栄一	富士通(株)四シ統・ニシ開・一シ
412	赤井 豊	三井生命保険情報シス部シス開
413	光岡 徹	日本電気(株)第一公共事 第一シ
414	椎野 祐二	英和監査法人ビジネスサポグル
415	福井 秀人	森下(株)システム室長
416	関口 光司	日本銀行 営業局 金融課
417	小林 信也	安田火災インテック開発部総合開
418	森長 純二	近鉄エクスプレス 情報システ
419	若林 一広	日本電気ソフトウェア二公共
420	加藤 秀樹	(株)CSK SI本部 課長
421	渡辺 光雄	三井物産(株)情報通信システム部
422	本田 実	三井情報開発(株)シス事本 技術
423	藤谷 護人	西川法律事務所
424	北垣 享	関西日本電気ソウ製装シス部
425	鈴木 高吉	関西日本電気ソウ共通シス部
426	権藤 義之	沖ソフトウェア東京T技二技一
427	池田 元久	沖ソフトウェア大宮T技五技三
428	黒川 誠	日本DEC(株)シエ部テレコミシス
429	渡辺 利夫	富士通東海シスエンジシス管教
430	西田 義雄	日本インフォエンジ技術推進本
431	木村 豊	三井情報開発(株)総合研究所
432	藤原 明	三和システム開発(株)開発2部
433	相川 正克	電子デバイス情報サービス(株)常
434	中山 高秀	三菱電気東部コシ(株)ビシ2部3
435	安井 信夫	NTT データ通信(株)金融事業本
436	大石 正人	日本銀行 考査局
437	吉田 周作	関西日本電気ソフトウェア流サ
438	藍原 賢彦	NTT データ通信(株)産業界本

番号	氏名	勤務先
439	河内 達人	(株)アイシス開発本部副本部長
440	岡田 隆治	富士通SSL一事・二開・一開
441	木村 典昭	NTTデータ通信(株)金融CMS
442	高橋 東	東京ガス(株)考査部 課長
443	成 業秀	(株)朝信共同計算センター常務取
444	佐藤 三伍	南海 (監)
445	真鍋 敬二	日本電子開発(株)製流シ本三技術
446	島田 裕次	東京ガス(株)情報システム部
447	藤村 啓介	日立情報システムズ
448	山岸 光夫	日立製作所シス開本公共第二シ
449	吉江 健	住友金属工業シエ事本シス業務
450	小野木正人	住友コンピュータサービス東京
451	森田 光一	日本電気経営情報シ開発経一シ
452	福士 健祐	富士ゼロックス(株)システサポー
453	須田 信明	須田システム事務所
454	河田 英一	(株)シンワ・チェーン 経理部
455	木村 裕次	(株)エヌ・ケー・エクサ人材開発
456	平岡 哲康	日本マネジメント・アカデミー
457	高瀬 弘勝	三菱電気(株)情報シス営業情報シ
458	鞍馬 忠志	九州日本電気ソフト(株)二応シ計
459	池田 歳夫	九州日本電気ソフト(株)シス技術
460	菊池 重夫	ジャスコ(株)情報システム部
461	橋和尚道	日本火災海上保険(株)顧問
462	中田 光剛	日本アイ・ビー・エム
463	野村 政市	(株)野村ブレイン
464	竹内 健彦	NTTデータ通信(株)国際部
465	藤平 実	新日鉄情報通信システム大分シ
466	橋本 博久	CSK 大阪システム代表取締役
467	山田 俊明	富士通関西シスエン・第2流シ
468	松本 庄八	飯野海運(株)情報システム室長
469	川口 均	セントラルシステムズ第一営業
470	木村 その子	(株)シーイーシー情シ事ソリュー
471	瀧本 義三	学習情報通信シス研究所第四研
472	高坂 功	ビジョン(株)情報システムグルー
473	津久井 秀郎	商工組合中央金庫 資金証券管
474	小野村 英敏	小野村シスコンサルティング事

番号	氏名	勤務先
475	山田 和男	日本電子開発(株)宇宙シ本第一技
476	右田 俊郎	アンダーライタース(株)監査部
477	生田 目康子	日本コンピュータ研究所ICT
478	岩垂 博	長野銀行事務管理部システム開
479	加藤 敏夫	NTTシスコム(株)企画開発部
480	中田 秀人	三菱化成(株)水島工場情報システ
481	加藤 友幸	中央コンピュータシス技営2部
482	松井 恒夫	(株)写研計数管理部
483	吉岡 宏	テクノプロジェクトシス部一シ
484	平鹿 一久	三和システム開発(株)開発2部
485	林 睦生	日本電気情報サービスシ事推本
486	橋口 荒文	(株)西日本銀行シス部シス企画部
487	丹治 邦夫	中国電力(株)情報システム部
488	松島 巧治	安田コンピュータサービス企画
489	菅間 諭吉	
490	松村 明	シャープシステムプロダク SI
491	山田 恒久	コスモインフォメーションセン
492	大杉 隆	エーザイ(株) 情報企画室 課長
493	前村 義明	ダイキン工業(株)情報システム
494	安藤 正	日本電気情報サービス情サ事2
495	山内美佐子	(株)システム開発 ソフト開発事
496	北川 聖三	日本電気開発(株)製流シ本三技術
497	渡辺 則夫	東邦ガス(株)情報システム部副
498	水野 英治	小平市立第二中学校 主事
499	角 潤 渉	(学) 産能大学 MTC本部
500	高次 公一	日本電気情報サービス情サ事2
501	高田 伸彦	日本電気航空宇宙システムソ生
502	山下 啓介	
503	杉村 秀松	商船三井システムズ(株)常務取締
504	木本 誠	日本電子開発(株)宇宙本第一技術
505	山口 浩一	味の素(株)情報システム部 主任
506	堀 明雄	富士通東海シスエン第二シ統四
507	福田 陽一	NTTデータ通信(株)中国支社
508	鈴木 喜博	富士通東海シスエン二統一シ三
509	榊 宜宏	長銀インターナショナルリース管

分科会案内

	事例分科会	技法・手法分科会	セキュリティ分科会	パソコン通信
開催日時	毎月第2火曜日 18:30 - 20:30	毎月第3月曜日 18:30 - 20:30	毎月第1火曜日 18:30 - 20:30	NIFTY - Serve MHE02226
開催場所	三井情報開発(株) 1階5号会議室	(監) トーマツ 琴平2階B会議室	(監) トーマツ 琴平2階B会議室	
メンバー数	35名	11名	12名	約20名
テーマ	事例研究 (今年度3社予定) 監査事例集出版	SACレポートを ベースに技法・手法 を研究	コンティンジェン シー・プランニング について研究	情報交換
連絡先	昭和コンピュータ システム(株)野村 章 03-3280-7010 三井情報開発(株) 打矢 隆司 03-3222-3307	日本レジホン システムズ(株) 木村 陽一 03-3597-7931	PUC 金子 長男 03-3343-4560 内 705	科研製薬(株) 蓮見 節夫 0473-90-6144

事務局からのお知らせ

<会費振込みのお願い>

本年度(平成4年1月1日~平成4年12月31日)の会費(正会員10,000円準会員8,000円)を未納の方は、下記宛にお振込みください。

郵便振替口座 東京 1-352357
加入者名 日本システム監査人協会事務局
銀行振込口座 第一勧業銀行 北沢支店
普通 1053488
口座人名 日本システム監査人協会
事務局 鈴木 信夫

会費振込に際しては、必ず会員番号をご記入願います。

<住所変更について>

住所変更、所属変更等がございましたら、事務局へ書面でお知らせください。

<会員の声募集について>

会員相互のコミュニケーションを図るため、『会員の声』を募集します。また、会報についてのご意見、ご要望もお寄せください。

この件については、会報担当宛に郵便、またはFAXでお送り下さい。

<合格者の連絡先調査のお願い>

1月末日に昨年10月に実施された第6回システム監査技術者試験の合格者が発表になりました。ついては、会員の周辺で、合格者を発見(?)した時は、事務局まで至急FAX(03-3415-1388)でご連絡ください。事務局より折り返し、入会申込書を発送いたします。

発行所 日本システム監査人協会

発行人 川野 佳範

事務局

〒157 東京都世田谷区砧1-10-11

NHK放送研修センター内鈴木信夫

TEL. 03(3415)7111(内2631) FAX. 03(3415)1388

※ご連絡はなるべく郵便または、FAXでお願いいたします。

会報担当(ご投稿、ご意見、ご要望は下記まで)

波田 直登 NTTデータ通信(株)

TEL. 03(3804)8267 FAX. 03(3804)8291

徳武 康雄 富士通(株)

TEL. 03(5210)5672 FAX. 03(5210)5953

今井 純子 公認会計士今井純子事務所

TEL. 03(3992)9381 FAX. 03(3992)2450